

## ご利用時間について

■開館時間 9:00～22:00

■休館日 年末年始(12/29～1/3) ※その他、臨時に休館することがあります。

### ■施設の利用区分

午前	9:00～12:00	・施設の利用時間は、午前・午後・夜間の3区分単位での利用となります(スタジオを除く)。 ・同じ施設を複数区分で利用される場合は、区分間の1時間(清掃時間)は、関係なく連続してご利用いただけます。
午後	13:00～17:00	
夜間	18:00～22:00	

・利用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計です。許可を受けた時間内にすべて終了するようにしてください。

・利用日の14日前の時点で空室(ホール及び楽屋を除く)の場合は、1時間単位でご利用いただくことが可能です。

## 施設のご利用申込について

■利用申込

- ・センター所定の用紙に必要事項を記入し、お申込みください。
- ・虚偽の申込、使用権の譲渡、転貸しなどは一切できません。
- ・利用料金は、利用許可書の交付と同時に納めていただきます。ただし、附属設備等の利用料及び実費利用料は利用日の当日精算となる場合があります。

■受付時間 9:00～22:00

■受付期間

- ・センターの利用申込みは、次の要領で受け付けします。

施設の区分	利用者の区分	受付期間
ホール及びホールに附帯する施設	市民等	利用日の属する月の12ヶ月前の1日から当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の11ヶ月前の1日から当日まで
レセプションホール、リハーサル室、多目的室、学習室、運動室、調理実習室、工房、和室、スタジオ、茶室等	市民等	利用日の属する月の6ヶ月前の1日から当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の5ヶ月前の1日から当日まで

※市民等:市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体

■連続利用期間

- ・連続して利用できる期間は、次のとおりです。

施設の区分	利用期間
ホール及びホールに附帯する施設	10日間
レセプションホール(ギャラリー)、リハーサル室、多目的室、学習室、運動室、調理実習室、工房、和室、スタジオ、茶室等	5日間

# 利用料金について

## ■施設利用料について

### ■基本利用料金

(単位:円)

室名	定員 (人)	午前	午後	夜間	全日	1時間当たり	
		9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	9:00 ~22:00	9:00 ~18:00	18:00 ~22:00
楽屋1・2(全2室)	各2	710	950	950	2,610	-	-
楽屋3	14	1,120	1,500	1,620	4,240	-	-
楽屋4	16	1,500	2,000	2,250	5,750	-	-
弥生の風ホール 休日	664	31,870	42,500	46,750	121,120	-	-
平日	664	25,500	34,000	37,400	96,900	-	-
リハーサル室	50	4,740	6,320	6,320	17,380	1,580	1,580
多目的室	108	6,750	9,000	9,210	24,960	2,250	2,310
スタジオ	10	1時間につき520円					
学習室1-A~3-B(全6室)	各24	1,760	2,350	2,350	6,460	590	590
学習室4	108	6,750	9,000	9,670	25,420	2,250	2,420
和室	30	2,700	3,600	3,600	9,900	900	900
レセプションホール	200	15,000	20,000	22,000	57,000	5,000	5,500
学習室5A・B(全2室)	各18	1,760	2,350	2,350	6,460	590	590
茶室(翔泉亭)	20	2,860	3,810	3,810	10,480	960	960
運動室	30	2,590	3,450	3,450	9,490	870	870
調理実習室	36	3,750	5,000	5,380	14,130	1,250	1,350
工房	36	3,750	5,000	5,270	14,020	1,250	1,320

※学習室1A~3BおよびIT学習室は、となり合う2室A・Bを1室としてご利用いただくこともできます。

(備考)

- ① 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。
- ② 平日(月曜日~金曜日)に弥生の風ホールを準備又は練習のために利用する場合の料金は、基本料金の額の1/2の額。
- ③ 市民等以外のものが弥生の風ホール、楽屋(小)、楽屋(中)及び楽屋(大)以外の施設を利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額。
- ④ 商業宣伝、営業又は入場料その他これらに類する目的をもって利用する場合(弥生の風ホールを除く)の利用料金は、基本利用料金の額の2倍の額。
- ⑤ 利用者が③及び④に該当する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍の額。
- ⑥ レセプションホールを絵画展、写真展、その他の展示の為に利用する場合は、基本料金の額の1/2の額。但し、備考④に該当する場合は除く。
- ⑦ 利用者が弥生の風ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額。

- (1) 入場料等の最高額が 2,000 円を超え 4,000 円以下の場合 基本利用料金の 1.3 倍の額
- (2) 入場料等の最高額が 4,000 円を超え 6,000 円以下の場合 基本利用料金の 1.5 倍の額
- (3) 入場料等の最高額が 6,000 円を超える場合 基本利用料金の 2 倍の額
- ⑧ 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、1 時間(1 時間に満たないときは、1 時間とする。)につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の 1 時間当たりの利用料金を加算した額とする。
- ⑨ 利用料金に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- ⑩ 上記とは別に、附属設備を利用の際は、別途附帯設備利用料金が加算されます。

### ■利用の取消・変更について

- ・利用申込の後、利用する方の都合で取り消しまたは変更される場合は、利用許可の取消(変更)手続きを行ってください。いったん納められた利用料はお返しできません。ただし次に掲げる理由および期日前に取消を行った時は、次に掲げる額をお返しいたします。

お返しする場合	お返しする額
天災、その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき	既納額の全額
施設等の管理上の支障のために利用許可を取り消したとき	既納額の全額
ホール及びこれらと同時に利用する施設につき、利用日の 60 日前までに利用許可の取消の申請を行ったとき	既納額の半額
リハーサル室、多目的室、学習室、運動室、調理実習室、工房、和室、スタジオ、茶室等につき、利用日の 10 日前までに取消の申請を行ったとき	既納額の半額

### ■附属設備等利用料について

#### ■附属設備等の利用料

- ・前述の施設を利用するにあたって同時に利用する特別な設備、備品等については附属設備等の利用料をいただきます。
- ・附属設備等の利用料は別紙のとおりです。

#### ■実費利用料

- ・舞台・照明・音響等に関して技師等の人材の派遣や懸垂幕、看板、お花等の物品が必要となる場合は、それにかかる費用を実費としていただきます。

# ご利用上の注意事項

## ■主催者の方への注意

- ・主催者の方は、センター内外の秩序維持のため、必ず責任者及び整理員を配置してください。
- ・収容定員を超えて入場させないでください。
- ・館内での飲食は事前に許可が必要です。
- ・火気を使用するときは必ず許可をとってください。
- ・物品の展示、販売又は広告類の提示や配布は必ず許可が必要です。
- ・他人に危害を及ぼしたり、他人の迷惑になる物品や動物の類を携帯する方の入場はお断りします。
- ・その他、センターの利用にあたっては係員の指示に従ってください。

## ■利用後の処置

- ・利用する方が、利用終了直ちに施設等を元通りに整理整頓し、センター係員まで届け出て点検を受けてください。

## ■損害賠償等

- ・利用する方は、施設等を汚損、損傷などしたときは、届け出ていただくと同時に、センターが定める額を賠償していただきます。
- ・センターが行う利用許可の取消などの処分によって利用する方及び第三者に損害があってもセンターは一切その責めを負いません。

## ■事故防止対策

- ・利用する方は場内外が混雑しないよう適切に整理を行ってください。特に災害に備えて非常口の場所、避難誘導の方法、消火設備など前もって確認しておいてください。

## ■利用の許可をしない場合

次に該当する場合は、利用を許可できませんのでご了承ください。

- ・公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがあるとき。
- ・施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失する恐れのあるとき。
- ・管理上又は設置目的上支障がある場合。
- ・その他不適切な利用とセンターが認めたとき。

## ■利用を取り消す場合

次の場合には、利用の許可の取消や利用の制限、停止、退去を命ずることがあります。

- ・和泉市生涯学習センター条例又は、この条例に基づく規則に違反したとき。
- ・前記の利用許可制限の一つに該当する理由が生じたとき。
- ・その他、緊急やむをえない理由によりセンターが特に必要と認めたとき。

## ■事前の打ち合わせ

催し物を円滑に進行させるために前もって担当係員と打ち合わせをしてください。

## ■利用前の手続き

利用が許可された場合、関係官公署等へ届出が必要な場合は利用者で手続きを行ってください。

### ・催し物の警備防犯

・和泉警察署 TEL.0725-46-1234

### ・防火管理

・和泉市消防本部 TEL.0725-41-0119

### ・税に関すること

・泉大津税務署 TEL.0725-33-5601

### ・音楽著作権関係

・日本音楽著作権協会 TEL.06-6244-0351

## その他

### ■災害対策

・災害発生時に備え、利用者の避難誘導、緊急連絡、応急措置等について、万全の対策がとれるようにしてください。

### ■公演中止

・天災地変、交通機関のスト、その他の不可抗力によって予定の催し物が実施できない場合、これら不測の事態による損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。

### ■管理責任の範囲

・火災・停電・盗難・その他事故により、利用者、出演者、参加者及び観客等に事故が生じた場合、当施設に重大な過失がない限り、その責任を負いかねますのでご了承ください。

駐車場利用料

2時間まで無料、以降30分まで毎に100円